

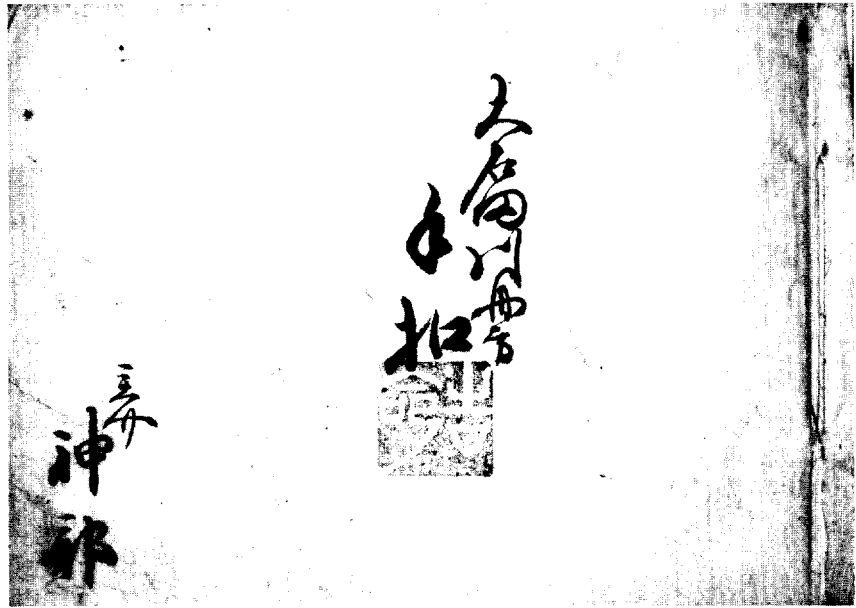
大石田町立

歴史民俗資料館史料集

第九集

最上川舟運史料Ⅰ

「大石田川舟方手扣」・「酒田川船古来々混乱諸願聞書」他



主  
弁  
神  
印

- 一、大石川の舟方手扣は、法に非ざるを以て、  
舟方手扣の形は、舟方の形に非ざるべし。  
舟方手扣は、舟方の形に非ざるべし。  
舟方手扣は、舟方の形に非ざるべし。
- 一、舟方手扣は、舟方の形に非ざるべし。  
舟方手扣は、舟方の形に非ざるべし。  
舟方手扣は、舟方の形に非ざるべし。
- 一、舟方手扣は、舟方の形に非ざるべし。  
舟方手扣は、舟方の形に非ざるべし。  
舟方手扣は、舟方の形に非ざるべし。

正徳二年八月奉次



○御披露御運賃定法

一御車面長所 車別  
長所

御運賃定法  
御車面長所

一御 舟車別  
御運賃定法

御運賃定法  
御車面長所

一御 舟車別  
御運賃定法

御運賃定法  
御車面長所

○御披露  
一御 舟車別  
御運賃定法  
御車面長所



御手船御造立式艘平均仕上ケ帳 扣

御手船御造立式艘平均仕上ケ帳

御手船御造立式艘平均仕上ケ帳



- 一 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳
- 一 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳
- 一 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳
- 一 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳
- 一 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳
- 一 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳
- 一 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳
- 一 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳
- 一 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳
- 一 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳  
 全仕上ケ帳



寛政六年

取上船方差出明細帳

也

九月

一

一、本船積物為...

水口船主...

是下船主有...

...

...

一、本船積物為...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

奉命

一 河津地方...

二 此...

三 運賃...

四 九百...

五...

六 右...

七...

八...

九...

十...

十一...

十二...

十三...

十四...

十五...

十六...

右...

小野朝之丞様

源浦殿

入三番

三番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

## 監修のことば

最上川舟運が盛んな江戸時代、山形盆地に出入りするほとんどの物資は大石田河岸を通っている。そのため大石田および周辺の人びとの生活も、この最上川舟運の盛衰と深い関係をもっていた。最上川舟運史料、とくに大石田河岸に関する史料は膨大な量にのぼることが知られ、東北各河川の舟運史料の中で最も注目されているものの一つである。

最上川舟運の史料が豊富であるのは、大石田に大きな荷問屋があり、関係史料を長く保存してくれたお陰であることはいうまでもないが、さらに大きな理由は、最上川舟運の特色によるものである。それは北上川や阿武隈川の場合、舟運の成り立ちから川船は藩の手船が主であるのに対して、最上川では酒田船・大石田船（または最上船）など町船が主であったことから、種々の競合と争いが多かったことがあげられる。最上川流域には、山形藩最上氏が江戸時代初頭に没落したあと、幕領や多くの小藩が置かれて、「非領国」の地帯ともいわれたことがその背景にあった。

最上川舟運に関する史料は、現在、山形大学附属図書館、明治大学刑事博物館などに移管され、所蔵されているものが多いが、これまでも『酒田市史』史料篇、『大石田町史編集資料』などに翻刻され、収録されている。しかしそれは、制度の変遷を中心とした一部に限られている。最上川舟運に関する史料は、舟運制度の変遷に関するほか、荷宿・川船の経営のこと、船頭・水主奉公のこと、川船役所・大名手船の差配のこと、川船造船のこと、河岸紛争のことなど多岐にわたり、これらの主な史料が系統的に編集されることが期待される。舟運史料の編集は、最上川舟運の歴史および文化の理解を深めるため、基礎的な重要な役割を果たすことになるであろう。

本史料集には、新しく発見された川船役所の史料のほか、米沢船手船や、船頭・水主関係の史料を中心にとりあげた。



各史料については、巻末に大石田町文化財保護専門員小山義雄氏が詳しい解説を行っているので、それを参考に利用されることを望みたい。なお本史料の翻刻にあたっては、神部芳則氏・本間家旧本邸・明治大学刑事博物館・山形大学附属図書館等の史料所蔵者・機関の格別の御便宜をいただいた。関係の皆様には厚くお礼を申しあげたい。

平成十六年二月

山形大学名誉教授  
文学博士 横山昭男

## 凡 例

一 この史料集は、神部芳則氏・本間家旧本邸・明治大学刑事博物館・山形大学附属図書館等の個人及び各機関に所蔵されている本町関係史料を収録し、第九集「最上川舟運関係史料I」とした。収録した史料数は冊子を詳録したもの一点、抄録したものの四点、その他一紙文書等四一点。元禄八年から明治四年に及ぶ。

二 史料の収録にあたり、原本の形式をのこすようにつとめた。但し読者の便をはかるため、原本の意味を損じない程度に次のように扱った。

- (1) 漢字は概ね常用漢字を使用した。常用漢字にないものについては、原本のままとした。
- (2) 史料本文中に、読点「。」と並列点「・」を加えた。
- (3) 変体仮名は普通の平仮名に改めた。但し、助詞に使用される者・江・哉・歟・而・而已・并・与・おおよびテ・ニ・ヲ・ハ・へ等は原本のままとし、小活字とした。
- (4) 闕字・平出はこれを無視して続けて書いた。
- (5) 原文の用字が必ずしも正当でない場合でも、当時一般に通用していたものには、一々傍註しなかった。
- (6) 傍註に（カ）の字を加えたのは、断定をさし控えたものである。また文意の通じ難い箇所、もしくは原文のままに従ったことを示す場合は（ママ）と傍註した。
- (7) 破損などで判読不能な箇所は  とした。

三 卷末に解説を加えた。

四 翻字は小山義雄・関淳一両人があつた。

目次

大石田町立歴史民俗資料館史料集 第九集

口 絵

監修のことば

山形大学名誉教授  
横山昭男

凡 例

史 料

一、大石田川舟方手扣

嘉永四年

.....

1

二、運賃定法書

年号不詳

.....

26

三、御廻米并商人荷物運賃帳

年号不詳

.....

32

四、酒田川船古来も混乱諸願聞書

享保六年

1 酒田川船古法有増聞書

2 山形所替御荷物指荷ニ付争論

3 (大石田船指荷ニ付)噪敷罷成申事

4 山形御手船出来候ニ付新規船不罷成事

5 御城米御運賃増願

6 運賃引下ケ并新規舟場願

7 運賃手取高之事

8 船方願ニ付指合申訳

9 酒田川船大小数之訳

10 荷物相改申船見番小屋之事

11 最上江荷物岡付掛り物

12 上荷順番并問屋方ニ而順番きらい申事

五、御手船

1 米沢御手船船乗水主請状定

寛政三年

2 米沢様御手船通船御入用請負方聞書扣

文政八年

3 当四月も御手船御造立式艘平均仕上ケ帳扣

文政八年

4 御手船六艘并四艘通船上、下御入用書上帳控 文政十一年 ..... 64

5 御用船書上帳 明治四年 ..... 72

六、竅上船方差出明細帳 寛政五年 ..... 74

七、船道吟味

1 大石田村舟持百姓御答扣 延享四年 ..... 82

2 乍恐以書付奉願候 延享四年 ..... 85

3 乍恐以口上書奉願上候 延享四年 ..... 87

4 船道三付江戸登せ連判 享保十年 ..... 87

5 竅上船持江御尋三付奉申上候書附 寛政三年 ..... 89

八、覚

1 覚 (登運賃引下ヶ交渉入用金) 享保十六年 ..... 93

2 覚 (差配料十分一請取書) 宝曆十二年 ..... 94

3 覚 (同 右) 宝曆十三年 ..... 94

4 覚 (同 右) 明和元年 ..... 95

5 覚 (同 右) 明和二年 ..... 95

6 (覚・舟会所出金内訳) 明和二年 ..... 95

九、證文・約定書

1	船頭奉公證文之事	万延元年	.....	98
2	積請證文之事	安政三年	.....	98
3	積請申一札之事	安政七年	.....	99
4	積請申證文之事	万延元年	.....	99
5	積請申證文之事	万延二年	.....	100
6	積請證文之事	文久元年	.....	100
7	積請申證文之事	文久元年	.....	100
8	積請申證文之事	文久元年	.....	101
9	差上申濟口證文之事	文政四年	.....	101
10	差出申一札之事	安政四年	.....	105
11	差上申一札之事	文化九年	.....	106

十、届・願書

1	乍恐以書付奉願上候	元治二年	.....	107
2	乍恐以書付奉願上候	(文政七年)	.....	109
3	乍恐以書付御届申上候(御用留)	(寛政三年)	.....	111
4	乍恐以書付奉願上候(御用留覚帳)	(天保三年)	.....	114

5	乍恐以書付願上候(御用留覚帳)	(天保三年)	.....	115
6	差出申一札之事(御用留覚帳)	天保三年	.....	117
7	乍恐以書付奉願上候(御用留覚帳)	文政九年	.....	118
8	差出申一札之事	天保五年	.....	121
9	乍恐以書付奉歎願上候	(文政二年)	.....	123
十一、大石田河岸荷問屋株仲間				
1	乍恐以書付奉願上候	天保七年	.....	124
2	大石田河岸御役永荷問屋請印帳	天保七年	.....	126
3	仮題(藏敷料ニ付議定書)	慶応元年	.....	128
十二、廻米海上輸送				
	差上申船請狀之事	元禄八年	.....	130
十三、幸生村出銅川下 <small>げ</small>				
	幸生村銅山出銅御川下 <small>ケ</small> ニ付御尋御答等扣留帳	寛政七年	.....	134

解 説 ..... 大石田町文化財保護専門員 小山義雄 139